

鄯善（楼蘭）国の村落と王権について

山本光朗

はじめに

「鄯善（楼蘭）国の村落と王権」ということで以下で述べようとするのは、3～4Cの中央アジアの鄯善（楼蘭）国で、その住民にとって村落（*aṅana*）がどのような存在で、村落と王権との関わりはいかなるものであったかということである。

この時期の鄯善（楼蘭）国の村落がどのような形態であったかについては実は、鄯善国関連の遺跡の発掘報告などを見ても確たるイメージを持つことは難しい。なぜならニヤ遺跡等に残存した、木材と編み枝等で出来た住居址はかつて村落の要所にあった役所等の建物と見るべきものであって、村落自体はその周辺に展開していたと思われ、また M. A. Stein 氏が言及された [Stein 1933 (1974): 89], 大きな住居址 (N. XIV 建物址と思われる) の付近に広く展開した、砂丘に覆われていない陶片や硬い破片で覆われた地域こそ、かつて日干し煉瓦や粘土によって作られた家屋が密集していた地域、すなわち「村落」または「町」であったと見られるからである。つまり村落 (*aṅana*) の部分も、町も、風蝕等によってかなりの部分その痕跡を消してしまった可能性が高いからである。

一方、この国の村落の大まかな内容のあり方については、当地出土のカロシュティー文書を分析することによって、T. Burrow・F. W. Thomas・榎一雄等の諸氏 [Kh. D.: 77-78, *aṅana*-; Thomas 1944: 58-61; 榎 1971: 146-148] により、だいたいの輪郭が得られている。例えば Burrow 氏に拠れば、鄯善国のチャドータ地方等でその名を確認できる村落はペータ・アジャマ等の 11 の村落であって [Kh. D.: 77-78], また Thomas・榎の両氏に拠れば、村落は中央アジア周辺の遊牧勢力のそれを連想させる十戸・百戸という単位で編成されていた可能性があり、そこには十戸長・百戸長が存在した [Thomas 1944: 58-61; 榎 1971: 146-148] 等、若干の点が判明している。ただそれにもかかわらず、鄯善国の村落に関する研究は充分とは言えず、こうした村落に生きたこの国の民が具体的にどのような姿で存在したか等の点で、明確なイメージが得られたとは到底言えない。また、こうした村落と鄯善国の王権との関わり、つまり後者が前者を具体的にどのような姿で把握し支配していたか等の点についても、明確な答えが得られたとは言えないように思う。

小稿はこのように考え、No.621 文書以下の数点のカロシュティー文書を分析することによって、上記諸氏を始めとする諸研究に拠つつ、中央アジア古代の鄯善（楼蘭）国の村落

(aśana) と王権について、若干その具体的な姿を提示しようとするものである。また同時に、No.621 文書等に出てくるローデー (lode) と呼ばれた、この国の婚姻時の聘材の風習と、鄯善国のキルメーチ (その主から一定の支配を受けた“属民”) なる存在に関しても、すこしく検討を加える。

I カロシュティー文書 No.621 の内容

カロシュティー文書 No.621 は、Stein 氏が 1906 年 10 月下旬に、ニヤ Niya 遺跡群の南寄りの建物址 N. XXIX の部屋 i から発見したもので、文書の遺物番号は N. XXIX. i. 2 で、Stein, *Serindia*, Pl. XXVII に写真図版が収録されているものである [Stein 1921: 237-238, 265]。その大きさは 9 in. × 2 in. × $\frac{1}{4}$ in. と言うから約 23 cm × 5 cm ほどの大きさで、Wedge tablet と呼ばれた楔形を呈した、鄯善国王の王命を記す際に用いられた文書型式のものである。ただし本文書は、本来は上板 Covering-tablet を重ね封印する 2 枚組のものであったが、下板部分しか発見されておらず、上板部分は失われたようである。本文書はその後、A. M. Boyer, E. J. Rapson, 及び E. Senart 等の諸氏によるカロシュティー文書集成 *Kharoṣṭhī Inscriptions* (以下 *Kh. I.* と略記する) II において transliterate され、No.621 の番号が付され (*Kh. I.* II: 234-235), さらに T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan* (以下 *A Translation.* と略記する) において同番号を付し訳例が提示された [*A Translation.*: 129]。以下でこの文書の訳読を示すが、[] を付した部分は、*Kh. I.*, II による推定個所で、() の部分は私が推定した部分である。

No.621 文書の下板表側の記述は以下のようにになっている。

- (1) mahanuava maharaya lihati. cozbo soṃjakaṣa maṃtra deti. ṣa ca ahuno iśa
大威力ある大王が記す。 主簿のソーンジャカに言葉を与える。すなわち今ここに
saḡamovi
サガモーヴィ
- (2) garahati, yatha eṣa yaṃve aśanaṃmi kilmeci, kulala caṃca nama taṣa putra. eṣa saḡa-
が訴えている、この者はヤウェー村におけるキルメーチで、チャンチャなる名の陶工、
かの者の息子である。この
movi ogu aśoga ni kilmeci catoṃveṣa (catoṃṣa ?) vaṃṭi balasimaya asiṣyāti (asita ?).
サガモーヴィはオーグのアショーガのキルメーチ、チャターウェー (チャター) と地界
を接して¹⁾住んでいた。
taṃ kalaṃmi eṣa cato
その時このチャターは

1) 「地界を接して」の訳の balasimaya を Burrow, *A Translation.*: 129 は “next door (to)” と Skt. balā “the earth” と simā “border” との compound と見ているようで、これに拠った訳である。

- (3) śramana s[um]daraṣa dhitu supriya nama bharya anita caṃṇātrena. tade paṇe eṣa
 沙門スングラの娘, スプリヤなる名の者を, 結婚式によって²⁾妻とした。その後, この
 saḡamovi supriyae ca catoaṣa goṭhade kuci rajammi palayitaṃti. cira kalaṃmi kuci
 サガモーヴィとスプリヤは, チャトーの農場からクチ(龜茲)国に逃げた。かれらは長い
 間, クチ
 rajammi asitaṃti.
 国に住んだ。
- (4) maya maharaya namena puna iśa sveya viṣeyeṣu aitaṃti. u[diśa] maya
 私, 大王の名によって, かれらはまたここに, 自分の土地に戻った。そこで私,
 ..hara[ya]..(maharayena) [c.]ta (cita), yo [p]una eḍaṣa saḡamovi bharya putra
 大王は裁決し (?), 再びこの者サガモーヴィの妻, 息子,
 dhidara yaṃ ca daṣi ṣarva eḍaṣa saḡamovi
 娘, そして婢とは, すべてこの者サガモーヴィの
- (5) muṣaya praṣavita, yaḡe aḡanaṃmi huda. ahuno śramana suṃdara līyānaṣa ca stri
 弁済により³⁾許され, ヤウェー村に居た。今, 沙門スングラとリィパナとが, 女
 supriyae prace viheṭa kareṃti, lode pruchaṃti. yahi eḍa kilamuṃtra atra eṣati,
 スプリヤに関して悩ませ, lode (対価)⁴⁾を求めている, と。この楔形封印文書がそこに
 ゆけば,
- (6) praṭha anada pruchidavya. yadi bhudārtha śramana suṃdara līyāna ṣa ca supriyae
 まず注意深く調べられるべきである。もし真実, 沙門スングラとリィパナとが, スプリヤに
 prace lode prace eḍaṣa saḡamoviyaṣa viheṭa karamana
 関して, lode (対価) に関して, このサガモーヴィを悩ますことが
- (7) ṣiyati, eḍe varidavya. supriyae prace saḡamoviyaṣa vaṃti asaṃna na gaṃdavya.
 あれば, これらの者は止められるべきである。スプリヤに関して, サガモーヴィに近づ
 くべきではない。

以上が No.621 文書の下板表側の全文であるが, この裏側には, 封印後にもこの文書の内容
 が分かるための配慮からと思われるが, *Kh. I.*, II によれば, 「[sa]ḡamovi (サ)ガモーヴィ」
 と事件当事者の名が記されている。

II No.621 文書の内容の解釈と関連文書

No.621 文書に記されている内容をまとめてみると以下ようになる。事の発端は, 鄯善
 (楼蘭) 国チャドータ地方の, ヤウェー (Yaḡe) 村のキルメーチ (kilmeci, “属民” の意,

-
- 2) *A Translation.*: 129 は caṃṇātrena の語の訳 (「結婚式によって」) を落としているが, *Kh. D.*:
 31, §. 76 では解釈を施している。また Turner 1966: 5118 janyayātrā-は, “bridal procession”
 とする。
- 3) 「弁済により (muṣaya)」の訳語については, 山本 2000: 14, 19 注 (29) を参照。*A Transla-*
tion.: 129 のこの個所の訳には混乱がある。
- 4) lode “対価” については後に検討するが, その用例の概略としてまず参照すべきは *Kh. D.*: 115-
 117, lote-である。

後述)であったサガモーヴィ (Sagamovi) が、同村で、オーグ (ogu, 鄯善国の高官の官称号) のアショーガのキルメーチであったチャトー (ウェー) の妻、スプリヤ (Supriya) なる女を奪って、西域北道のクチ国 (Kuci, 龜茲国) に逃亡したことであった。後者のチャトーは「結婚式によって (caṃñatrena⁵⁾)」、スプリヤを妻としたものであった。この事件は当初恐らく物議を醸したものと思われるが、その後、逃亡した両人は長期間クチ国に住んだ後、鄯善王の許可を得て再度、今度は息子・娘そして婢を連れ、(ヤウェー村) に戻ったのである。そしてここに一つ問題が起こった。それは、サガモーヴィと共にクチ国に逃亡した女スプリヤの父である沙門 (śramana) のスングラが、リィパナ (Lyipana, スングラとの関係は不明である) なる者と共に、スプリヤの「対価 (lode, 後述)」を求め、幾度もサガモーヴィに近づきそれを請求したことであった。そこでサガモーヴィは王の許可を得たことを理由に鄯善王に訴え、それに対して王が地方官であった主簿のソージャカに、沙門スングラとリィパナの双方がサガモーヴィ等に近づくことを禁じるよう命じたのである。本王命文書が出された意図は、その趣旨を主簿ソージャカに伝達することであった。

さて、上記の内容を一見するだけでもこの文書には様々な問題が含まれていることが分かるのであるが、ここではまず、この王命文書を出した鄯善王の名前と、最初の事件が起きた時期等を特定しておく。

現在、鄯善(楼蘭)国の仮定的な王統として、次のような王名が知られている⁶⁾。

トーングラカ (Tomgraka) — タジャカ (Tajaka) — ペーピヤ (Pepiya) — アンゴカ (Amgoka) — マヒリ (Mahiri) — ヴァシュマナ (Vaṣmana) — スリチャ (Sulica) — 休密駄 — 胡員吐

この中で、No.621 王命文書を出した王はと言うと、第5代目のマヒリ王とみてまず間違いない。その理由は、この文書の宛先である地方官の主簿ソージャカ (somjaka) なる人物が、ニヤ遺跡出土のカロシュティー文書に頻繁に登場し、チャドータ地方の行政を一任された者とも言われる人物であって、その活動時期が、少なくとも鄯善(楼蘭)王マヒリ (Mahiri) の治世の4～22年に亘っていたことが既に判明しているからである [Kh. I. III, Kings and Regnal Years: 323]。それ故、No.621 文書がマヒリの王命であったことはほぼ間違いないと思われる。また、この王命文書が王の治世の何年に出されたのかという問題であるが、この点については Stein 氏によってこの文書と同一地点で発見された、同一案件を記したと見られる No.629 王命文書 (遺物番号は N. XXIX. i. 10) の記述が参考になる [Stein 1921: 265]。同文書は、Kh. I. II に拠ればその全文が下のようなものである [Kh. I. II: 237]。なお、No.629 文書は上板のみ発見されており、あるいは No.621 文書の失われた上板そのものかと推

5) 注(9)を参照。

6) この問題についてはとりあえず、榎 1965-66 (1992): 90-99, 及び最新の見解として、林 1991 を参照。

定されるものであるが、一概に断定しにくい点もある⁷⁾。

*Kh. I, II*によれば No.629 文書の表側には、

[co]zbo somjakāṣa dadav (o).

主簿のソーンジャカに与えられるべきである。

とあり、裏側の本文は以下のようなものである。

- (1) [a]saṃna na gaṃdavva. [yaṃ ka]la eṣa a(?) palayidaḡa kuci rajammi huati, yo
 …近づくべきではない。この者が逃げて、クチ国いる時、
 taṃ kala jaṃnasya dharanaḡa huati. eda dharanaḡa praceya teṣa jaṃnasya
 その時、人に (or 人の)債務があつた。(しかし)この債務に関して、かの者達は
- (2) [e]daṣa vaṃti asaṃna na gaṃdavva.
 この者に近づくべきではない。
 saṃvatsare 4 maṣe 4 2 divaṣe 2 deviyae ogu anuḡaya ni aṃanaṃmi.
 4年6月2日、王妃のオーグ、アヌガヤの村において。

これを一読すると、この文書が No.621 文書と同一案件を扱ったものであることが直ちに判明するのであるが、注目すべきは最後の行の、「4年6月2日、王妃のオーグ、アヌガヤの村において」という文言である。この文言の「4年6月2日」は、上述した理由から、「(マヒリ王の)4年6月2日」と解すべきもので、No.629 文書は、マヒリ王が「王妃のオーグ（鄯善国の高官の官称号）、アヌガヤ（Anuḡaya）の村」から、治世4年6月2日に出した王命文書と見てまず間違いなく、同一内容の No.621 文書も、マヒリ王の治世4年6月前後に出されたものと見て大過はないと思われる。鄯善国諸王の統治の実年代については諸説があるが、榎氏によればマヒリ王4年は313（または315）年で、中国の林梅村氏によれば297年のようである [榎 1967 (1992): 121-125; 林 1991: 332-340]。なお上の「王妃のオーグ（である）、アヌガヤの村（aṃana-）」が鄯善国のチャドータ地方在の村であったかどうかについては不明である。

次に、No.621 文書に記された最初の事件がいつ起こったかについてであるが、それに関しては同文書の3行目から5行目にかけて、事件を起こしたサガモーヴィとスプリヤが共に北方のクチ国に逃亡して、「長い間（cira kalaṃmi）」そこに滞在した後、息子・娘および婢を連れ自分の土地に戻ったことが書かれているので、マヒリの前王である、アンゴカ王（Amḡoka、この王はアンゴーク Amḡok-a、「安国」なる中国風の名を持った王と見られる⁸⁾）の治世期（榎説では267-302年、林梅村説ではほぼ256-293年⁹⁾）に、起こったものと考えられる。

7) No.621 文書と No.629 文書とは、内容的には一対と見るべき可能性があるが、そこには No.621 文書（下板）から No.629 文書（上板）へと王命の文言が続くと仮定して、後者の最後の文言「…近づくべきではない」が前者の末尾と重複しているという問題が出てくる。

8) 鄯善王アンゴカ Amḡoka の名は、基本的に音節文字として使用されたカロシュテー文字の特徴からして、本来アンゴーク Amḡok-≡ 安国の名を写したものであった可能性は極めて高い。

9) 注(18)に同じ。

さてこれで No.621 文書が鄯善国のマヒリ王によって治世 4 年 6 月前後に出されたこと、そして元々の事件である、サガモーヴィと既婚の女スプリヤが共に北方のクチ国に逃亡した事件が、アンゴカ王の治世期に起きたこと等が判明したのであるが、次に、No.621 王命文書が出される原因となった、女スプリヤの父であった沙門のスングラ等による、サガモーヴィに対する lode (対価) の請求とはいかなることであったのか、さらに鄯善国における lode の風習からどのようなことが判明するのか等について検討する。

III 鄯善国における lode と村落

前述したように No.621 文書の第 5～7 行目には、ヤウェー村に帰還したサガモーヴィに対して、

今、沙門スングラとリバナとが、女スプリヤに関して悩ませ、lode (対価) を求めている、と。この楔形封印文書がそこにゆけば、まず注意深く調べられるべきである。もし真実、沙門スングラとリバナとが、スプリヤに関して lode (対価) に関して、このサガモーヴィを悩ますことがあれば、これらの者は止められるべきである。スプリヤに関して、サガモーヴィに近づくべきではない。

と、スプリヤの父である沙門のスングラとリバナとが、恐らく頻繁にサガモーヴィに近づき「ローデー (lode, “対価”)」を請求した事実が記されている。そしてこのことをスングラ等に禁じるよう地方官ソーンジャカに命じたのが No.621 王命文書の趣旨だったわけであるが、こうした経緯は、かつて Burrow 氏の研究に拠りつつ、鄯善国における強い父権下での「買婚 (marriage by purchase)」の存在、ということを指摘された R. Ch. Agrawala 氏の発言 [Agrawala 1956: 53-54] を連想させるものである¹⁰⁾。抑も lode (あるいは lote) なる語は、もともと語源が不明な語であって、Burrow 氏がかつて詳細に検討されたように、その用法は結婚の際のみに限定できないと見られる点があり、婚姻時に使用される場合には「(妻と交換される) “ransom (身代金)”」というような訳語を与えられている語である¹¹⁾。この意味では Agrawala 氏の指摘は、「強い父権」という点はさておき、必ずしも的はずれとは言えない。小稿では上で述べた Burrow 氏の指摘を踏まえ、大同小異ではあるが一応「対価」と訳し、婚姻時に用いられた場合には“聘財”の意と解している。

また、この lode については、先に引用した No.629 王命文書の、

この者が逃げて、クチ国いる時、その時、人に (or 人の) 債務があつた。(しかし) この債務に関して、かの者達はこの者に近づくべきではない。

という記述を見ると、王自身が、「かの者達 (=沙門スングラとリバナ)」に対してサガモーヴィが負った「債務 (dharanaga)」と見なしているわけで、鄯善国の「法」において

10) *A Translation*. に拠っていて、注 (3) で指摘した Burrow 氏の訳の混乱を踏襲したままで論を立てている個所もある [Agrawala 1956: 56, (vii) Divorce の条]。

11) *Kh. D.*: 115-117, lote- 及び、例えば *A Translation.*: 129, No.621 の訳を参照。

当然支払われるべきものと考えられていたことになる。このように、lode の語には結婚に際して女を出す家が当然のこととして要求出来た“聘財”のような意味が強く存在しているわけであるが、この語の使用法としてもう一つ問題となるのは、小林信彦氏が Burrow 氏の研究に拠りつつかつて指摘されたように [小林 1958: 218-219], lode の授受が「嫁の交換」によって完了すると考えられた場合があり、また村落 (a'vana) 間で嫁を相互に交換することで完了したと見なされる場合などがあったことである。すなわち Burrow 氏の研究によれば [Kh. D.: 115-117], 当時の鄯善国では妻を迎える時など、男は妻となる女の家族 (父、兄など) に羊などの贈物の義務が課せられ、こうした贈物が lode であったわけであるが、一方で、lode の授受については様々なヴァリエーションがあって、妻を迎えた男が、その家族の女を妻側の家族の男に妻として差し出すことで完了するとされた場合 (No.32 文書, Kh. I. I: 11) や、別々の村に属する男女が婚姻を行う際に、女を得た側がその後、女がもと属した村の男に対して、自分の家族中の女を妻として与えたことでその授受が完了したと主張している場合 (No.279 文書, Kh. I. I: 104) などがある、全体として極めて特殊な風習だったと思われるのである。小林氏はこうした点に注意されたのであるが、私は上の 2 例のうち後者の例は、鄯善国の村落 (a'vana) のあり方等を考える際に極めて注目すべき点を含んでいると思う。以下でこの点について少し触れる。

上の 2 例のうちの後者、すなわち別々の村に属する男女の婚姻で、女を得た側の村がその後、別の女を男の村から迎えることで lode の授受が完了したと主張している場合というのは、No.279 王命文書の内容のことである。Kh. I., I によれば同文書の問題の個所の記述は次のようである [Kh. I. I: 104]。なお以下の記述には、Kh. I., I, No.279 の Notes 及び Kh. I., III 所収の Index Verborum を参照し改めたところがある。

- (2) ... ya'vé a'vanammi kilmeci kala acuñ[i]yaša śvasu caku'vae nama ajiyama
 ヤウェー村におけるキルメーチでカラ (鄯善国の官称号の一つ) のアチュニヤの姉妹であるチャクワーなる名の者が、アジヤマ
 a'vanammi kilmeci p'genaša bharya aniti huati. taya striyae ya'vé avanammi
 村におけるキルメーチであるプゲーナの妻にされた。かの女のためにヤウェー村に lode と mukeši とが
- (3) [lo]te (muke)ši na nidaya. taya putra dhidara jataṃti. ya'vé a'vanammi kilmeciye
 もたらされなかった。かの地において彼女に息子と娘が生まれた。ヤウェー村におけるキルメーチの
 caṃcā p'genaša dhitu bharya anida. tade avašit'he sarvi ajiyama a[va]nammi
 チャンチャーが、プゲーナ (とチャクワー) の娘を妻とした。そこで残り全ては、アジヤマ村において
 tanu'vae hutamti. matuae
 自分達のものとなった。母の
- (4) [bha]gena ya'vé a'vanammi caṃcāša bharya sarpina huda. yo pitu p'gena dhitu sarpi-
 ゆえに、ヤウェー村においてチャンチャーの妻に、(娘の)サルピナはなつた。父プゲーナが娘サルピナを

nae namanaḡa dita, tena parihaṣeṇa pḡenaṣa putrehi śaka……

担保として与えた、かの訴えによって (? parihaṣeṇa¹²⁾、プゲーナの息子達によって…

この文書は、ヴァス (vasu, 鄯善国の官称号の一つ) のスウルナマスガなる者が、アジヤマ村のキルメーチであるプゲーナ (Pḡena) の財産 (相続) に関する訴訟を王に報告し、それに対して王が裁定を与える形式となっていたものと思われるが、残念ながら王の具体的裁定の内容は欠けていてよく分からない。文書の大まかな内容は以下のとおりである。すなわち、アジヤマ村のキルメーチ (属民) のプゲーナが、ヤウエー村のキルメーチでカラ (kala, “王子” の意と言われているが問題もある¹³⁾) のアチュニヤ (Acuñiya) の妹チャクワーを娶ったが、当初は lote (=lode) と mukeṣi (語義は不明¹⁴⁾) が、ヤウエー村にもたらされなかった。しかしその後 (プゲーナと) チャクワーとの間に、息子達と娘サルピナ (Sarpina) とが生まれたので、彼等はその娘サルピナをヤウエー村のキルメーチのチャンチャー (Caṃcā) に妻として与えた。ところがその後、プゲーナ (本人はその後死亡したと思われる) の財産の相続に関して、ヤウエー村のカラのアチュニヤ側から異議が出されたらしく、その際にプゲーナの息子達は、父プゲーナが娘サルピナをヤウエー村のキルメーチのチャンチャーに妻として与えたので、ヤウエー村、あるいはカラのアチュニヤとの間に lote (lode) 等の授受は完了しており、それ故財産は自分達のものであると主張したものと見られる¹⁵⁾。この訴えに対して鄯善王がどのような裁定をしたかは上に述べたように不明なのであるが、王は然るべき裁定を地方官である主簿ソーンジャカに与えた筈である。

この経緯の中で注目すべきは、アジヤマ村のキルメーチ (属民) であったプゲーナの息子達が、母方の家族にではなく、母の出身のヤウエー村 (aṡana) のキルメーチであるチャンチャーに、父プゲーナが娘のサルピナを妻として与えたのだから、lode 等の授受は完了した筈と主張している点であって、このことは当時の鄯善国において、こうした異なる村落間にわたる婚姻がなされた場合、妻を得た側がその肉親の女を、妻の出身の村 (aṡana) の誰かに妻として嫁させれば、それでもって lode の授受が完了したと見なされる場合があったこと、さらに当時の鄯善国の社会において、異なる村落間にわたる婚姻による女の移動が、きわめて重大なことで意識されていた事実を示すものである。そしてそれと同時に、こうし

12) parihaṣeṇa の訳語「訴えによって」は、*Kh. D.*: 104, parihaṣa- に拠る仮定的な訳である。

13) Thomas 1935: 76-77 は kala “prince” とし、この解釈には一定の根拠もあるが、この No.279 文書第 2 行目の「ヤウエー村におけるキルメーチ (属民) でカラのアチュニヤ」というような文言を見ると、この解釈には疑問も残る。

14) mukeṣi- の語義については、*Kh. D.*: 116-117 が、妻を得た側が「ある種の支払いをすること」としているが、今も語義は不明である。

15) lode 等の授受が完了していない場合、息子達が他家から嫁いできた母に対して、相応の義務を負う例が、No.481 カロシュティー文書に出ているが (*Kh. I. II*: 174)、ここではその検討は省略する。

た風習の存在は、当時の鄯善国の村落 (aṅṅana) というものが、人々の基本的な生活単位としていかに強固なまとまりを持つ存在であったかを良く示しており、注目すべきであろう。なお補足的ではあるが、上の、プゲーナの娘サルピナを妻とした人物、すなわちヤウェー村のキルメーチ（属民）のチャンチャー (Caṃcā) なる者は、No.621 文書でサガモーヴィの父としてその名が登場する、ヤウェー村の陶工 (kulala) チャンチャ (Caṃca) と、同一人物と見てまず間違いないと思われる。

さて lode とはこうした風習をその背景に持つ語であったのであるが、もとに戻って、No.621 文書に記された場合について考えると、問題を起こしたサガモーヴィが帰還した時、当然 lode のことは避け難い極めて重大な問題として浮上したことは想像に難くない。クチ国にサガモーヴィと共に逃げた女スプリヤが最初にチャトーと結婚した際には、同文書の第 2～3 行目に、

このチャトーは沙門スングラの娘、スプリヤなる名の者を、結婚式によって妻とした。

とあり、「結婚式によって (caṃñātrena)」ということなので、No.474 文書などの例を見ても lode は支払われたものと考えられるが¹⁶⁾、しかしその後、サガモーヴィとクチ国に逃亡した際には当然 lode は支払われなかった筈で、帰還した際にスプリヤの父で沙門のスングラによって請求されたことはある意味当然のことと見なされた筈である。事実、沙門のスングラはそうしたわけであるが、何故に鄯善王は沙門スングラ等に対して lode 請求のためサガモーヴィ等に近づくことを禁じたのか、極めて不思議な点である。この点については再度「小結」で触れることとして、その前にサガモーヴィ等がそうであった、鄯善国のキルメーチという存在について次に少し見ておく。

IV 鄯善国におけるキルメーチ

キルメーチ (kilmeci) の元となるキルメー (kilme) なる語は、そもそもかつて Burrow 氏が指摘されたように [Burrow 1935: 673-675; *Kh. D.*: 83, kilme-], いわゆるトカラ語 A kälyme 'direction' との対応を考慮に入れるべき語ではあるが、Thomas 氏が夙に暗示

16) No.474 文書 (*Kh. I. II*: 171) は、母親の実家が息子と娘の財産相続に対して異議を申し立てた訴えに対する、鄯善王の裁定を記した文書と見られるが、その第 3 行～4 行目にかけて次のような文言があることに注意すべきである。

yati jaṃñātriyena aniti siyati, yatha dhaṃṇena putra dhitarā samabhaga kartavo.

もし（母親が）結婚式によって連れられてきたなら、法の如く、息子と娘は同じ割分とされるべきである。

yati mukeṣi lotena sa kritae siyati, iśa niṅeya bhaviṣyati

mukeṣi と lote を彼女がなされなかったなら、ここで確定があろう。

この文言に拠れば、結婚式による (jaṃñātriyena) 婚姻では mukeṣi と lote が支払われていた可能性が高い。

し [Thomas 1944: 61], その後 A. J. Van Windekens 氏が指摘した, Toch. A kälyme, B kälymiye の語と, ギリシア語 κλίμα ‘inclination, région, zone géographique’ との対応も考慮に入れる必要がある語で [Van Windekens 1976: 202–203], 特に, 後者の Gk. κλίμα とカロシュティー文書の kilme との語形および意味の近似は注意すべきである。キルメーチ kilmeci なる語はその派生語で, Burrow 氏が既に指摘されたように [Burrow 1935: 672], トカラ語で adjective 化する suffix -ci にパラレルのもので, 派生語の形成ではトカラ語により近い語である。意味としては, “~区域の人”, “(~に) 属する人”, あるいは “(~の) 属民” 等と訳すべき語である。

キルメーチ (kilmeci) の現実の存在形態については, 以前私は, Burrow 等諸氏の主要な説を引用しながら, 「奴隷 (dajha)」の身分と比較し検討したことがあるが [山本 2000], そこでの結論は, 奴隷と違って財産所有は認められているが, その主の一定の監督下にある存在, ということであった。榎一雄氏はキルメーを王または高官の私有地とし, No.307 文書の内容からキルメーチはその主の指示で「税 (palýi)」を徴収されたと言われたが [榎 1971 (1979): 148], No.581 文書を見るとキルメーチが葡萄園を売買しており, また No.307 文書ではその主が税の徴収を他ならぬ鄯善国の地方官である主簿ソーンジャカに依頼していること等があり¹⁷⁾, これらを考慮すると, キルメーを一義的に王または高官の「私有地」と見るには疑問が残る, この国の「税」制度そのものと共に, 再考すべき問題がまだある語だと私は思う。なおこの問題の詳細については稿を改めて論じるつもりである。

こうした点をふまえて, もう一度 No.621 文書を見るとその 2 行目に,

ogu ašoğa ni kilmeci catoşeşa (catoşa?) vaṃti

オーグのアショーガのキルメーチ, チャトーウェー (チャトー) に

という文言があり, サガモーヴィによって妻を奪われたチャトーウェー (チャトー) が, 「オーグのアショーガのキルメーチ (属人)」であったことが分かる。この場合, チャトーの主がオーグのアショーカであることは勿論自明でこの点は問題はないが, 問題は, 既に Thomas 氏が指摘されたように [Thomas 1944: 61–62], 同じキルメーチでも高官にはなくて, 村落 (aṃana) に関連付けられているキルメーチがカロシュティー文書では頻繁に見られることである。この点を No.621 文書で見ると, チャドータ地方の「ヤウェー村におけるキルメーチ」とされた陶工チャンチャとその息子サガモーヴィが正にそれであって, この場合は一体誰のキルメーチ (属民) と考えるべきか問題となろう。こうした視点でもって, もう一度 No.621 文書を見直してみると, サガモーヴィ等が国に戻った時, 元の, 父と同じ「ヤウェー村のキルメーチ (属民)」に編入され, しかもそれが鄯善王たる「大王の名によって」なされたことに注意すべきであろう。私は, こうした文言こそ, その主が, 他ならぬ鄯

17) No.581 文書については, 山本 1996: 104 を参照。No.307 文書については, *Kh. I. I*: 112, No.307, ll. 1–5 を参照。

善王その人であったことを示していると思う。鄯善国のカロシュティー文書では「～村におけるキルメーチ」とあって「(誰々の) キルメーチ」と人物の指摘がない場合が比較的多く見られるが、その場合、そして表現は若干違うがよりストレートに「～aʿvanemci “～村の民”」と表記された場合などは、大部分その「主」は王と見るべきで、その数は当然推定されるように、高官等より遙かに多かったのではないかと思われる。

また、オーグのアショーガのキルメーチであるチャトーから妻を奪い逃走したサガモーヴィの、元のヤウェー村への帰還を、鄯善王が「恩愛によって」許した行為そのものを考えてみると、鄯善国の王権はこうした高官のキルメーチに対しても普く及ぶものであったことが窺われ、王権の卓越性にも注意すべきと思う。

なお No621 文書及び No629 文書が発見された N. XXIX 遺址の部屋 i からは、別にもう一点、同じ事件を扱った文書、No632 文書（遺物番号は N. XXIX. i. 13）が発見されていて [Stein 1921: 265], *Kh. I.*, II に拠れば [*Kh. I.* II : 238] その全文は以下のようである。なおこの王命文書は下板のみ発見されたものである。

- (1) mahanuava maharaya lihati. cozbo soṃjakaṣa maṃtra deti. ṣa ca ahuno
大威力の大王が記す。主簿のソージャカに言葉を与える。すなわち今、
- (2) i[ṣa jha]ḡimoya viṇāveti bhutartha eṣa bharya ṣadha kuci rajammi palayitae
[ここに、ジャ]ギモヤが報じている； この者は妻と共にクチ国に逃げ、
hutaṃti, mahi maharayaṣa pritiyena
大王たる私の恩愛によって、
- (3) iṣa ayitaṃti. ahu maharaya ciṃtita ede (bharya prace¹⁸⁾) atra (caḡotaṃmi¹⁹⁾) asa-
ここに彼らは来た。大王たる私は、この者達と妻に関して裁定して、そこ [チャドータに]
vita, yaʿve aʿvanammi kilmeci
住ませ、ヤウェー村におけるキルメーチ
- (4) hutaṃti. avi ciṃtidaḡa huati yo etaṣa purvika goṭha huati yo tade goṭha gri (?)
となった。また、この者には以前の農場があること、その後農場が…ことが裁定されている。

この文書に出るジャギモヤ (jhaḡimoya) なる人物は、鄯善国のカロシュティー文書では jha と sa が交替する可能性があり²⁰⁾、またカロシュティー文字では ya と vi は字形が似ていて判別不可能な場合があり、加えてその内容から見ても、No621 文書の「サガモーヴィ (Saḡamovi)」と同一人であることは間違いない。この文書の記述によって、サガモーヴィ (ジャギモーヤ) とスプリヤとはクチ国に逃亡した後、「大王たる私の恩愛によって (mahi maharayaṣa pritiyena)」, チャドータ地方の元のヤウェー村のキルメーチ (kilmeci) となり、以前の農場 (goṭha) の使用が許可された経緯が改めてよく分かると言えよう。

18) この個所は *Kh. I.* II : 238, note 2 の読みに拠る。

19) この個所は *Kh. I.* II : 238, note 3 の読みに拠る。

20) cf. *Kh. I.* III, The Kharoṣṭhī Alphabet of Chinese Turkeṣtān : 303.

小 結

以上、主として No.621 文書等の内容を中心として、鄯善王アンゴーカ（あるいはアンゴーク、その治世は榎説では 267-302 年、林説では 256～293 年²¹⁾）の治世期に起きた事件、すなわち他人と婚礼を済ませた筈の女スプリヤ（Supriya）と共にクチ国へ逃亡した男サガモーヴィ（Sagamovi）が、その後、次王マヒリの 4 年（榎説では 313 年または 315 年、林氏では 297 年）に、同王によって元の村落に戻ることを許された次第と、女の父である沙門によって「Iode（対価）」すなわち「聘財」が要求された事件の経緯を述べ、そこから、鄯善国における村落（aṅṅa）というものが、民の基本的な生活単位として極めて強固なまとまりを持っていたこと、村落のキルメーチの大部分が鄯善王のキルメーチとして存在したと思われること、そして鄯善国の王権がこれら村落のキルメーチの全般に普く及ぶものであったと推定されること等を指摘してきた。以下ではこれらの点を踏まえて、古代鄯善国の村落と王権との関係について若干の言及をし小結としたい。

中央アジア古代の鄯善国の村落（aṅṅa）は、既に述べたように、その住人の基本的な生活単位として極めて強固なまとまりを持っていたと思われるが、このことはまた「はじめに」で触れた、Thomas・榎両氏による指摘である、百戸・十戸単位の村落の編成ということにも一定程度符合する。そしてこのことは更に、No.621 文書でサガモーヴィ等がヤウェー村からクチ国へ長期逃亡した後、鄯善国に戻った時、もと住んでいた同じ「村」に戻った（あるいは戻らされた）経緯からも窺うことが出来るであろう。サガモーヴィ等は元の村落に戻るしか方法はなかったのである。このことは別の言葉で言えば、当時の中央アジア鄯善国の民の、村落への帰属性の強さということを示しており、王権の側から見れば、この国の王権の、民に対する村落（土地）への緊縛性の強さ、ということを示しているようにも思われる。こうした、鄯善国における村落生活のウエイトの重さということを変更して考慮に入れると、No.621 文書に記された、ヤウェー村で他人の妻を奪い他国へ逃走するといった事件は、村落の紐帯を破る極めて重大な行為と認識されたことは間違いない。鄯善国のカロシュティ文書からこの国の家族生活（family life）を概観された R. Ch. Agrawala 氏は、No.621 文書を証拠として「既婚の女性は夫婦の絆を継続すること、あるいは壊すことも自由であった。このような行為は、当時の法に反するものではなかった」と述べられたが [Agrawala 1956: 53]、上のような理由から、私はこの見解には問題があると思う。さらにサガモーヴィと既婚の女スプリヤとはクチ国へ逃亡しなればならなかったわけであるから、この文書に拠って「既婚の女性は夫婦の絆を継続すること、あるいは壊すことも自由であっ

21) 注 (18) に同じ。

た」と簡単に言うことは出来ない。またこうした行為に関して、鄯善国の法（dharma, dharma）がどう規定していたかは確証はないが、少なくともサガモーヴィ等の帰国が、No.621 文書によれば鄯善王たる「私、大王の名によって」許され、No.632 文書によれば「大王たる私の恩愛によって」許可されたわけだから、No.621 文書からストレートに「当時の法に反するものではなかった」ということにはやはり無理があると言わざるを得ない。

最後に何故に、鄯善王マヒリがヤウエー村のキルメーチのサガモーヴィ等に対して帰国を許したかについて一言しておきたい。私はかつて、この国のマハトヴァ達（“大人”の意、鄯善国の上位の「官僚」層）が、民の土地売買に強く関与した次第について述べ、その理由として、鄯善国において徴税対象たる耕地・民の把握が極めて重要な案件だったからだと指摘したことがあるが [山本 1996: 108-109]、小稿で問題となった、鄯善国王によるサガモーヴィ等の帰国許可に関しても、同種の理由が存在したのではないかと考えている。すなわち鄯善国の王権にとって、村落（aṅana）のキルメーチである民の把握は極めて重要な案件で、この国の言わば人的資源たる民の確保ということは、最大「領主」たる鄯善王にとって極めて重要な案件だったからではないかと思う。以前私は、鄯善国の王（権）が、「裁判の（最高）主宰者」、 「法（ダルマ）の最高執行者」として一貫して存在したとことを指摘したことがあるが [山本（2002）: 9-10]、この国の王権の特徴としてさらに、村落（aṅana）における人的資源、すなわちキルメーチ等の民の把握の重視ということがあった点を指摘しておきたい。

参考文献

- Kh. I. I* : A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, I, Oxford, 1920.
- Kh. I. II* : A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, II, Oxford, 1927.
- Kh. I. III* : E. J. Rapson & P. S. Noble, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, III, Oxford, 1929.
- Kh. D.* : T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge, 1937.
- A Translation.* : T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, London, 1940.
- Agrawala, R. Ch. (1956) Family Life as depicted in the Niya from Chinese Turkestan, *Bhāraṭīya Vidyā*, 15 (3).
- Burrow, T. (1935) Tokharian Elements in the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan, *JRAS* 1935.

- Stein, M. A. (1921) *Serindia*, 4 vols., Oxford, 1921.
- Stein, M. A. (1933 (1974)) *On Ancient Central-Asian Tracks*, The First ed., 1933, The University of Chicago (Phoenix ed.), 1974.
- Thomas, F. W. (1935) Some Notes on the kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan, *AO*, 13.
- Thomas, F. W. (1944) The Early Population of Lou-lan-Shan-shan, *JGIS*, 11.
- Turner, R. L. (1966) *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*, Oxford.
- Van Windekens, A. J. (1976) *Le Tokharien confronté avec les autres langues indo-européennes*, I, Louvain.
- 榎一雄 (1965-66 (1992)) 鄯善国の都城の位置とその移動について (初出 1966-66) 『榎一雄著作集』1, 汲古書院.
- 榎一雄 (1967 (1992)) 法頭の通過した鄯善国について (初出 1967) 『榎一雄著作集』1, 汲古書院.
- 榎一雄 (1971 (1979)) 中央アジア・オアシス都市国家の性格 (初出 1971) 『シルクロードの歴史から』研文出版.
- 小林信彦 (1958) 中央亜細亜古代学会の展望 (3) — ニヤ文書に現われた家族制度 — 『古代學』7 (1).
- 林梅村 (1991) 佉廬文時代鄯善王朝の世系研究 (1991) 林梅村『西域文明』東方出版社, 1995.
- 山本光朗 (1996) カロシュティ文書 No. 571 について『北海道教育大学紀要 (第1部A)』47 (1).
- 山本光朗 (2000) 鄯善国に於けるキルメーチとダジャ — カロシュティ文書 No.331 と No.39 の内容から — 『内陸アジア史研究』15.
- 山本光朗 (2002) 鄯善 (楼蘭) 国の王権について『西南アジア研究』57.

(北海道教育大学)